

令和8年度工事入札制度に係る変更について

本通知日以降に指名通知いたします入札工事につきまして下記のとおりとしますので入札に際してご確認をお願いします。

記

(1).最低制限価格の表示単位について【※詳細は高知県土木政策課の入札・契約制度改正概要を確認ください】

最低制限価格について、予定価格の7.5/10以上、9.2/10以下の範囲内で設定し、**請負対象金額2,500万円以上の建設工事の入札は、原則、表示単位を10万円単位**とする。

(10万円未満の端数があるときは、切り捨てた額を原則とする。)

※高知県では令和8年5月1日より施行されていますので、詳細は高知県土木政策課の入札・契約制度改正概要を確認ください。

(2).その他（前年度からの引継ぎの取組み）

1. 令和7年度末にお知らせしましたとおり、工事内訳書が新様式へ変更となっています。
(高知県では、令和8年3月1日より施行されています。)
2. 令和6年度より、高知県において金額にかかわらず全件で「週休2日制」が導入されています。
大月町としても引き続き、工事の「週休2日制」に取組んでいきます。
(本年度は週休二日補正:現場閉所(月単位)を適用しています。)